

平成26年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[民事訴訟法]

次の事例を読んで、問(1)から(3)に答えなさい。ただし、各問は独立しているものとして答えよ。

Xは、**Y**との間で、平成24年8月1日、**Y**所有のある土地（以下「本件土地」という。）につき金3000万円で買い受ける契約（以下「本件売買契約」という。）をし、同年9月30日に売買代金3000万円を**Y**に支払った。

しかしながら、**Y**は、本件土地を**X**に引き渡したものの、平成25年2月になっても、本件土地の**X**名義への所有権移転登記手続に応じようとしなかったため、平成25年3月1日、**X**は**Y**を相手取り、所有権に基づく自己名義への所有権移転登記手続を求めて訴え〔訴訟1〕を提起した。**Y**は、本件売買契約は、**X**の詐欺によるもので取り消すとの主張を行って**X**の請求を争った。

- (1) 訴訟1が提起される前に、**Y**が、本件売買契約について詐欺による取消しを主張して、本件土地所有権が自らに帰属することの確認を求める訴え〔訴訟2〕を提起し、**Y**勝訴の判決が下され確定していた場合、訴訟2における確定判決の既判力は、訴訟1に影響を及ぼさないか。
- (2) 訴訟1係属中に、**Y**が、本件売買契約について詐欺による取消しを主張して、**X**を相手取って所有権に基づく本件土地の明渡しを求めて訴え〔訴訟3〕を別訴として提起した。訴訟3は、重複起訴禁止に触れないか。
- (3) 訴訟1において、**Y**が主張するような**X**による詐欺の事実は認められないとして**X**勝訴の判決が下され、判決が確定した後、**Y**が、本件売買契約について詐欺による取消しを主張して、**X**を相手取って所有権に基づく本件土地の明渡しを求めて訴え〔訴訟4〕を提起した。訴訟1における確定判決の既判力は、訴訟4に影響を及ぼさないか。

【100点】